

東京から大阪へ

東京の「教育改革」は何をもたらしたか

2012,2,26 渡部 謙

はじめに—今改めて思うこと、

1. 「教育の危機」ということが言われています。私は教育科学学会の会員でもあるのですが、その研究会では「教師の危機と希望」という分科会に出ています。そこでは、とくに青年教師を中心に危機があふれるように語られ、希望はなかなかみいだせません。しかし、私は現場での体験を振り返ってみて、1つは、危機が去れば希望が生まれるのではないと思うようになりました。日本の教師の歴史を見ても、戦前から今まで危機のない時代なんてなかったわけで、先進的な教師は危機と闘うことそのものに希望を見いだしてきたのだと思います。いわば、危機そのものが希望なんだと思うようになりました。

2つに、石原氏にしても橋下氏にしてもその傲慢さと独善で余りに異常なことをやっているわけですが、つい最近でも橋下氏の思想調査、メール点検、義務教育の留年制発言・・・東京では早稲田大学法学部で「教育に強制はふさわしくないのではなかろうか」と締めくくった日の丸・君が代問題を扱った文章の問題が出されたのに対し、都教委は高校に対し学部の志願者数や受験者数の調査をするというような信じられないようなことをしていますが、それは私たちのではなく、そんなことまでしなくてはならない、まさに彼らの危機のあらわれなんだと思います。危機に陥っているのは彼らであって私たちではない、そこを突いていくことが大事なんだと思うようになりました。

2. もう一つは、私が現場でずっと感じていたことは、今の政治も教育行政も希望を語らない、語れないということ。石原氏は「破壊的教育改革」を標榜して事実教育を破壊してきました。橋下氏は法律でもって学校現場や教育活動ががんじがらめにしています。こうすれば子どもたちはもっと生き生きするようになる、そうするために先生たちをこうすればもっと生き活きと教育活動をするようになるということは全く出てこない。そういう具体的な教育への希望を語ることはできないのです。教育の道理を一切語れない。そこに彼らの最大の弱点があるのだと思います。

そうであるならば、私たちはあくまでも教育の道理に立ち返って、決して諦めることなく教育への希望を語り続けること、行政の言葉ではなく教育のことばを学校の中に、親の中にあふれさせることが大きな課題になっているのだと思います。

かつて都立高校があった

かつて教育委員会は 1995年に教頭に就任したが、その当時教育長が推薦し、教育庁参事、課長等が執筆した教育庁内部の教職員人事問題研究会の編著『教職員人事と学校運営』1996年では、こう言っていた。

「学校は、校長を中心として自主性・創造性を発揮することによってその効果があがるものである。そのために学校の管理機関である教育委員会は、校長へできるだけ権限を委譲して学校との協調・連携化を図る必要がある。」(第1章「公立学校の地位と組織」)

「教育課程の編成については、学習指導要領および教育委員会が定める基準によるとしているが、教育委員会への届出事項とされており、その編成主体は学校にある。学校の責任者は校長である(学校教育法

26条)から、教育課程の編成の責任と権限は、最終的には校長に帰属する。校長は当該学校の各職員と協議しながら、自ら研究し創意と工夫をもって教育課程の編成にあたるべきであり、その面において主体性を発揮すべきである。」(同)

「学校には・・校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、技術職員のほか、学校栄養職員、給食調理員、学校用務員など数多くの職種の職員がいる。学校医や学校薬剤師などの非常勤職員については言及を避けるが、学校はこれらの多くの職員によって、校長を中心として児童・生徒に対する教育の場として運営がなされなければならないのである。」(同)

(1) 学校の自治と裁量

- ◆ 校長の勤務時間の割り振りの届出(勤務時間の規定)なし 教職員の勤務の裁量
- ◆ 「日の丸・君が代」問題 指導部長は、外部からの強制的働きかけについて、「学習指導要領の総則で、教育課程は『各学校においては・・適切な教育課程を編成するものとする』とあり、その内容にまで介入することはできない」と拒否。

(2) 全教職員の協議と主体に基づく学校運営

- ◆ 「校長がいなければやっていけないような学校はろくな学校ではない」(私が教頭時の校長)

(3) 自主研究・研修の保障、奨励

- ◆ 長期休業日は自宅研修可。週1日特定曜日「研修日」保障。
- ◆ 教育奨励費研究(1984年(41歳)「組織的な生活指導」「生き方を目指す進路指導」)
- ◆ 1年間の派遣研修生(1981年(38歳)一橋大藤岡研究室へ)
- ◆ 海外研修(1990年(47歳)韓国・アメリカ・オーストラリアに1ヶ月)
- ◆ 管外(東京外)研修出張(グループで恵那、全国教研で岡山・札幌)

東京の「教育改革」から何を学ぶか(政治による教育支配のもたらしたもの)

- ◆ 「東京を変え、日本を変える」「大阪から東京へ、そして全国へ」
- ◆ 私の経験した10年間は、第1段階は「議会の圧力から行政による学校支配」へ、第2段階は石原都政で「政治による教育の直接支配」へということで、反論や異論(多様な民意)を徹底的に排除し、勝てるものの支配であり、それは、「学校から教育の言葉が奪われていく過程」であった。

1 オール与党議会のもとでの行政の学校支配

- (1) (日の丸・君が代問題)「都立学校が議会の統制に服するというようやくまともな状態になってきた」
- (2) (七生養護学事件)2003年7月都議会で性教育批判 自民2 民主1 都議が産経新聞記者を伴い、大量の都教委職員と学校に乗り込み、教職員を罵倒し教材を持ち去る
「こころとからだの学習裁判ー性教育不当介入損害賠償請求」勝訴 1)「都議らの介入は性教育に介入、

干渉するもので教育の自主性を阻害する『不当な支配』に当たる」 2)「都教委はその不当な支配から教員を守る義務があるのに、介入を放置したのは保護義務違反」(2011年9月)

「金崎満校長処分取り消し裁判」 最高裁都教委の控訴不受理で「処分取り消し」勝訴(2010年2月)

- ◇ (教育基本条例)前文「政治が適切に教育行政における役割を果たし、民の力が確実に教育行政に及ばなければならない」 「子どもたちの適切な教育を受ける権利に対して責任を負うことを自覚し、この条例を制定する」

2 行財政の「効率化」と「制度解体」をし、「競争教育」で「教育を受ける権利」の破壊から始まった

(1) 大規模な「統廃合」と制度の「多様化」 きめ細かな教育のことは考えない、最も手厚い手当をすべき定時制や特別支援学校を切り落とす(全208 180・定半減103 55に、特別支援学校700教室足りない)

(2)「学区撤廃」(03年)と進学指導重点校7校からエンカレッジスクール、チャレンジスクールまで、「学校選択制」と「小中一貫校」(4区3市で15校一地上5階地下2階建ての巨大校舎に1,200人の生徒、小5から50分授業、教科担任制、中間・期末の定期試験の学校まで) 「学校評価」「学力テスト」結果公表 単なる上下の序列化ではなく、競争からもはじき飛ばし周辺に追いやる。

(都立高出身の元教育課程審議会会長三浦朱門)「できん者はできんままで結構。戦後五十年、落ちこぼれの底辺を上げることばかりに注いできた努力を、これからはできる者を限りなく伸ばすことに振り向ける。百人に一人でいい。やがて彼らが日本を引っ張っていきます。限りなくできない非才、無才には、せめて実直な精神だけを養っておいでもらえばいいんです」(『東京新聞』2004,7,29)

- ◇ (基本条例)43条「通学区域は府内全域」 (統合本部結論2014年実施)、44条「3年連続定員下回る場合は、統廃合(「再編整備)」 7条「学力テスト結果公表」 8条「学校評価」
(立案者坂井良和大阪市議一『朝日』11,10,19)「人類の歴史を見れば、ずば抜けた人たちが新技術や思想を生んできた。これがないと国際競争を勝ち抜けない」「まずは格差を受け入れてでも、秀でた者を育てる必要がある」「学区を撤廃し、学校選択制を導入し、学力テストの結果も学校別に公表する。そうすれば親と子が情報をもとに学校を選べる。自分で選ぶのだから結果責任も自分でとる」

3 学校の「経営化」で「権限を垂直化」して徹底した「教職員の管理統制」

- ◆ 「教職員の意識と文感のズレ」「管理職が適切にリーダーシップを発揮できない特異な職場環境」
教職員の「意識改革」と学校の「構造改革」
- ◆ 校長は教育者ではない、経営者である。
 - (1)「校長会」の解体(学区ごと毎月自主的に行われていた校長会を認めず、全校長を一同に集め、協議をさせない「校長連絡会」に。現場の声は聞かない)
 - (2)「学校経営計画」(数値目標) = 首長 教委 校長 教職員の垂直化で、学校・校長の権限・裁量は全く奪われ、教委の言う通りのことを、校長の権限で、リーダーシップを発揮してやらせ、責任だけとらせる。
 - (3) 学校組織の位階層的重層化 = 校長までも分化「統括校長－校長－副校長－主幹－主任教諭－教諭(伸長期教諭－基礎形成期教諭)－専修実習助手－実習助手」(主任教諭にならなければ46歳で昇給ストップ)
 - (4) 職員会議の補助機関化 = 「校長権限への一本化」のもと、主任以上の「企画調整会議」を学校運営の中核機関とし、全教職員の「協議」そのものを否定。内規等で「人事、予算への教職員の関与禁止」((1))

(5) 人事考課制度 = 校長の学校経営計画に即しているかどうか 処遇への的確な反映が核 (定期昇給へ反映) 相対評価 (A ~ D) 教育活動を校長の教育力量内に押し込む。(教育的力量によって校長になったのか?)

(6) 「学校経営支援センター」 = 全都立校を 3 所支所センターに分け、「学校経営」「教育活動」「人事」にわたり行政が直接管理・監督 (監視・統制) する。

(7) 「民間人校長の登用」 = (23年 4 月)東京 7 人 : 大阪 10 人 12 月現役自衛官女性一等海佐採用 (全国 125 人)

◇ (教育基本条例) 6 条「知事が教育目標設定」 7 条「は知事が設定した目標を実現するため、具体的な教育内容を盛り込んだ指針を作成し、校長に提示」 8 条「校長は、指針をもとに、学校の具体的・定量的な目標を設定」 9 条「教員は、教育委員会の決定、校長の職務命令に従うとともに、校長の運営指針にも服さなければならない」

◇ 19 条 5 段階相対人事考課「 S 5 % - A 20 % - B 60 % - C 10 % - D 5 % 」(5 % は削る)

◇ 2 月 9 日「職員各位アンケート調査について」 思想信条・労働基本権まで否定する内容を「市長の業務命令で」「処分」で脅し、「密告」まで強要。

4 政治 (首長) による教育行政の直接支配へ

◆ 「特別な教育委員会」 石原都政誕生とともに、教育長に総務局長から副知事格の特別職として横山洋吉氏を。「私は学校のことも教育のことも全く知りません。ただ、行政マンとしてやってきて税金 1 円の重みを身に沁みて感じています。・ ・ ・ 出世をしようとしなない職員など信じられない」

◆ 教育委員は : ・ 米長邦雄「都教委は石原知事を支える特別な教育委員会」「私の仕事は日本中の学校で国旗を掲げ、国歌を斉唱させることが私の仕事でございます」(園遊会の席上で天皇に 04, 10, 29 「朝日」) ・ 志水司教育委員長 (東京家政大学理事長) 「(日の丸・君が代実施は) 日本人なんだから、日本人でないことを証明するなら別ですけど」・ 鳥海巖 (元丸紅会長) 「(反対する職員は) ガン細胞のようなもの。少しでも残せばすぐ増殖する。徹底的にやる」・ 国分正明 (元文部事務次官) ・ 内館牧子 (脚本家) 「職務命令を出さなかった校長は) バカな人たち」

◇ 「『選挙で受かったくらいで何でも決められたら困るな』という市職員はたくさんいる。選挙で選ばれた者に対する配慮が欠けている」「民意を無視する職員は大阪市役所から去ってもらう」(橋本市長 11 月 27 日 『朝日』 11, 28) 選挙で多数を得た首長と政治勢力が「民意」である。従えない者は切る。「強い者が勝つ、勝った者が正しい、弱い者は従え、従わない者は切る」(神戸大学二宮厚美師・ 10・ 15 シンポジウム)

◇ (教育基本条例) 6 条「知事は教育委員会との協議を経て府立校が実現すべき目標を設定する」

◇ 12 条「知事は、教育委員が目標実現の責務を果たさない場合は罷免できる」((総合本部結論) 府教委案「自己評価」 + 「知事は評価結果について罷免理由に該当するか判断」)

5 憲法・教育基本法・子どもの権利条約の否定し、特定の価値の教え込みに

(1) 憲法を否定し特定の価値を「刷り込む」

◆ 石原知事の「破壊的教育改革」 = 「私は就任したときに、中曽根さん (中曽根康弘元首相) から『これだけのことをやれ』と言われたんだけど、ただ一つできなかったのは教育の破壊的改革。(中略) いろんな手かせ足かせがありましてね。都立高校は決して良くなっていません」。(4 選を前にした 2011 年) 4 選されるや、「破壊的な教育改革を議論し、発信していく」「有識者による教育再生・東京円卓会議」を設け施策に反映させると言って動き出した。記者から「何を破壊するのか」と問われると、「決まっているじゃないですかこれまでの教育が」戦争に対する史観を一方向的に強制してきたんだから」と言い、その後も、「日本は核をもたなきゃだめですよ。持たない限り一人前には扱われない」(6 月 20 日 国民新党 亀井静香代表のセミナー) とか、「日本はやっぱり強力な軍事国家にならなかつたら、絶対存在感を失う」(8 月 5 日 記者会見) と暴言を吐いている。また、2 月 24 日 都議会予算特別委員会では、「教育勅語の言っていることは決し

て間違いではない」、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」は「人間として国家に対する当然の義務、心構えを小学校から刷り込みしないと、子どもたちの価値観は醸成されない」などと「破壊的教育改革」の行く末を語っている。

◆ 東京都教育委員会の「教育目標」から、「心身ともに健康で、知性と感性に富み、人間性豊に成長することを願い」を削り、「我が国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成を期して」に変える。また、基本方針から、「1 人権尊重教育の推進 日本国憲法及び教育基本法に基づき、また児童の権利に関する条約等の趣旨を尊重して」を削除、「1 人権尊重の精神 と 社会貢献の精神」に変える。「国際理解教育の推進」を、基本方針2で「国際社会に生きる日本人の育成」「国際社会の中で活躍し、我が国の発展に貢献する人材の育成」

◇ 「教育基本条例」48条「この条例は、府の教育に関する条例のうち最高規範である」

◇ 基本理念(第2条)－「人材を育てる」－(1)「規範意識を重んじる」(2)「義務を重んじる」(3)「互いに競い合い自己の責任と判断で道を切り開く」(4)「社会から受けた恩恵を社会に還元できる」(5)「愛国心及び郷土愛に溢れる」(6)「世界基準で競争力の高い」

(2) 授業過程そのものへのP D C Aによる目標管理システムの導入

◆ クラス毎の教材を明示した毎「週案」提出、副校長・校長指導、開示。

◆ 「学力向上開拓推進事業」(2001年より全校実施)＝入試の分析 各教科毎に学力向上プラン作成 学校としての計画作成 学力調査 それを検証する成果報告会の開催 指定校19校には、外部機関(河合塾・代々木ゼミ・駿台・ベネッセコーポレーション)による授業観察をし、教員にアドバイス 校長の経営戦略に対するアドバイス(進学指導体制の診断・進学実績向上のための経営戦略の診断) 各校に作る「進学指導に関わる協議会」に参加。

(3) 点検することによってさらなる強制へ

◆ 創意工夫や裁量を許さないためには、「強制」したらそれを「点検」(監視)しなければならない。

「週案」提出(教材も明記して。副校長、校長が毎週点検・指導))

入学式・卒業式等に教委職員を派遣監視(教職員の椅子の後ろに番号を貼り、座席表を事前退出)

都教委「就学前教育カリキュラム」作成。(足立区では区長の命令で5歳児の午睡を禁止。絵本の読み聞かせはねむくなるから禁止。都教委が眠っているかどうか抜き打ち調査まで)

◆ 服務監査＝教職員出・退勤時に突然管理主事と法務監察課が来て、車通勤といつかいがないかを調べる。(面通しまで行う)

6 教育における「民主主義」の破壊－少数者・異論の徹底排除

(1) 「日の丸・君が代」問題処分 今年度入学式までの処分者＝のべ437人・20を超える裁判(1回目戒告・2～3回減給・4回～停職・再任用拒否) 1月16日最高裁判決＝減給・停職取り消し、累積過重は慎重配慮必要。

(2) 「職員会の補助機関化」＝議協議禁止、校長に対する異論の排除。

(3) 「周年記念誌」等の事前検閲＝校長の限限で都教委に都合の悪い記述は書き換えさせる。

(4) 元校長であろうと異論を唱えるものは来賓排除＝式典や学校行事に招待してはならない。

◇ 上記4:「従えない者は切る」

◇ (教育基本条例)19条「人事評価2回連続D評価は分限免職の対象」

◇38条「5回の職務命令違反、3回の同一職務命令違反は免職」

「D2回での免職はやめ、5%枠も外す」(2月7日橋下市長)

保護者に申し立て権を与え、学校側が申し立て内容の妥当性を認めた場合には、指導研修を受ける制度に。教員のボーナスは校長が相対評価で決める仕組みを導入する。

1.16最高裁判決は受け止めるが、公務員の適格性の問題だとして3回で分限免職は盛り込む。

◇ 上記4・12条、首長による教育委員の罷免

* 「(憲法26条教育を受ける権利は)子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりも先ず、子どもの学習する権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである」「もとより、政党政治の下で多数決原理によってされる国政上の意思決定は、さまざまな政治的要因によって左右されるものであるから、本来人間の内面的価値に関する文化的な営みとして、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育にそのような政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する国家介入についてはできるだけ抑制的であることが要請される」
(1976,5,21旭川学テ最高裁判決)

* 「(ピアノ伴奏・起立斉唱を拒否した場合)これとは異なる世界観・主義・主張を持つ者にある種の不快感を与えることがあっても、憲法は相反する世界観・主義・主張を持つ者に対しても相互の理解を求めているのであって(13条等参照)このような不快感等により原告ら教職員の基本的人権を制約することは相当とは思われない」(06,2,21予防訴訟東京地裁難波判決)

7 「開かれた学校」とは

- ◆ 「都立高校が閉ざされていることに起因する教職員の意識と都民感覚のズレ」 「社会の常識は、学校の非常識」 「開かれた学校づくり」 「学校運営連絡協議会」=校長の補佐機関(外部委員は校長が選ぶ)
学校評価 教職員の監視
- ◆ 統廃合=学校教職員・PTA・同窓会・地域中学校・市議会の見直し要請等いっさい聞く耳をもたない。
「都民の常識は、教育委員会の非常識」
- ◇ (教育基本条例)10条3「保護者は、学校教育の前提として、家庭において、児童生徒に対し、生活のために必要な社会常識及び基本的生活習慣を身に付けさせる教育を行わなければならない」
- ◇ 10条2「保護者は、教育委員会、学校、校長、教員及び職員に対し、社会通念上不当な態様で要求等をしてはならない」
- ◇ 11条「保護者及び教育関係者(当該学校の教員及び職員を除く)の中から校長が委嘱した委員で構成される学校協議会を設置しなければならない」(・部活動運営・校長評価・教科書推薦・学校評価・教員評価)

8 「日の丸・君が代」職務命令とは何だったのか

- ◆ 以上のような「破壊的教育改革」を集約しているのが2003年10月23日発出の職務命令である。

そもそも、「入学式・卒業式等」は教育活動であること

入学式・卒業式とは何か？

学習指導要領の「特別活動」とは「創造性」「生徒自ら為すことによって学ぶ」(自主・自律・自治)

[第1目標]「望ましい集団活動を通して、・・自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」

[第3指導計画の作成と内容の取扱い]

1 指導計画の配慮事項

(1) 「学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達段階及び特性等を考慮し、教

師の適切な指導の下に、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること」

2 内容の取扱い配慮事項

(3) 学校行事については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること」

3 「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」

「(学習指導要領は)『その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする』と規定するのみであって、それ以上に国旗・国歌についてどのような教育をするかについてまでは定めていない。また、学習指導要領の国旗・国歌条項は、国旗掲揚・国歌斉唱の具体的方法等について指示するものではなく、入学式、卒業式のほかにどのような行事に国旗掲揚・国歌斉唱を行うかについて、各学校に指示するものでもなく、国旗掲揚・国歌斉唱を実施する行事の選択、国旗掲揚・国歌斉唱の実施方法等については、各学校の判断に委ねており」
「このような解釈を超えて、教職員に対し、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務、ピアノ伴奏をする義務を負わせているものであると解することは困難である」(06,2,21難波判決)

(1) 「職務命令」は、単に「起立・斉唱」を命じたものではない。

◆ 裁判判決の不当性 = 「起立・斉唱を命じた職務命令は・・」(「判決理由からは、いまの学校現場への深い洞察は読みとれない」(『朝日』2012,2,1土肥裁判社説)

◆ 命令権者の判断をいっさい許さない(都教委「職務命令は校長の権限に基づいて発する」)

全都立学校「一律の」強制 = 「具体的方法等について詳細に指示するものであり、各学校の裁量を認める余地はほとんどないほどの一義的な内容になっている」(2006,9,21予防訴訟東京地裁判決)

学校の裁量を一切認めない = 「式典における国旗掲揚・国歌斉唱の実施方法等、教職員に対する職務命令の発令等について、都立学校の各校長の裁量を許さず、これを強制するものと評価することができる」(同前) 会場設営(壇上に演台、椅子の向き・背に番号貼り座席表提出)、式次第、開式の辞は教頭はダメ(起立点検)、職務命令は個人別時系列の服務を明記、来賓挨拶や紅白幕をどうするかは校長裁量(人事委員会審理での私の証言に対する都教委弁護士の反論)。

(2) 「職務命令」は、それまでの「日の丸・君が代」指導の強化ではない

七生養護学校への政治介入を前提として(2003年7月)「戦後教育のターニングポイント」(指導課長)

「校長の権限と責任で適正に実施することにより、その後子どもたちのためになる新しい教育施策を校長の権限と責任で数多く実現することができるようになる」(即ち、今までは教職委員の協議をもとにやってきたが、この職務命令をテコにこれからは協議をさせず、校長の言う通りに従わせるようにするという宣言)

学務部長「公立学校が都議会の統制に服することと、指導要領に従うという、ようやくまともな状態になってきた」(2003,5学務部長) 七生養護学校政治介入事件(2003,7)

「『国旗・国歌の適正な実施』は学校経営上の弱点や矛盾、校長の経営姿勢、教職員の意識レベル等が全て集約される学校経営上の最大の課題であり、この課題の解決なくして学校経営の正常化は図れない」(都立学校卒業式・入学式対策本部)として、全教職員の協働に基づく教育づくりを排除し、命令と強制の教育に転換する。

「1999年の国旗・国歌法の施行後、都立高校において、一部の教職員に不起立不斉唱があっても式典は支障なく進行していた。こうした事態を、起立斉唱を義務づけた都教委の2003年の通達は一変させた。卒業式に都職員を派遣し、監視していることや処分状況を見ると、通達は式典の円滑な進行を図る価値中立的な意図ではなく、前記歴史観をもつ教職員を念頭に置き、その歴史観に対する強い否定的価値を背景に、不利益処分を持ってその歴史観に反する行為を強制することにある」(2011,6,6再雇用拒否最高裁判決・宮川光治裁判長)

強制」とは「威力を用いて、他の自由意志を圧えつけて無理に行うこと」(『広辞苑』)。(教育は生きもの全てがもっている「自己総出力」を引き出してやること)

「処分」とは「排除」すること。

(3) 生徒の思想・良心の統制

- ◆ その後、2006,3,13教育庁通達「入学式・卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導について」で「学習指導要領に基づき適正に児童・生徒を指導することを教職員に徹底するよう通達する」として、指導を義務付け、生徒が起立・斉唱しない場合は、校長・教師を処分対象とする段階にまで踏み込んだ。

(4) 裁判官の中でも異論続出

- ◆ 06,2,21予防訴訟地裁判決 = 原告委全面勝訴（憲法・教育基本法違反）高裁逆転敗訴
 - ◆ 11,3,10処分取り消し請求（第1次）高裁判決 = 逆転「処分取り消し」判決
 - ◆ 12,1,16同上処分取り消し請求最高裁判決 = 戒告容認、減給取り消し、停職取り消し高裁差し戻し
 - ◆ 12,1,9予防訴訟最高裁判決 = 原告の上告棄却敗訴
- 10・23職務命令関連の最高裁小法廷判決は、07,2,27ピアノ伴奏拒否事件最高裁判決以来10件出たが、全て5裁判官一致はなく、反対意見、補足意見が付いた。1,19判決では裁判長が反対、3人が補足意見という、まさに多様な意見があり一致しないということを証明している。

「憲法学を初めとする学説、日本弁護士連合会等の法律家団体においては、理由付けは様々であるが、結論として起立斉唱・ピアノ伴奏の強制は19条に違反するというのが通説的見解」（11,3,10東京高裁処分取り消し判決）

(5) それでも異論の徹底排除。

- ◆ 処分者 = 03年通達から2011年度卒業式迄、累計437人（戒告・減給・停職）
 - ◆ 10・23通達関連訴訟 = 27件：原告のべ741名（都立学校716 / 小中25）
 - ◆ 前校長であろうと教委に異論を挟む者は徹底的に排除。（来賓として呼んではならぬ、行事に招待するな。）
- 「精神の自由に関する問題を、多数派の意向や思惑で押しきってはならない。それは歴史の教訓であり、近代民主主義を支える精神である。自分とは異なる意見の存在を受け止め、心の内にはむやみに踏み込まない。そうした寛容な土壌のうえに、しなやかで、実は力強い社会が生まれる。判決の根底に流れるこの考えをしっかりと受け止めたい」（12,1,18『朝日社説』-1,16最高裁減給・停職取り消し判決）

学校・教職員はどうなったか

1. 公務員としての「服務」の問題などではない。 それを通しての徹底した「競争教育」で弱者を切りすて、特定の価値観の刷り込み教育をする。（上記 2・5・8(3)等） 最大の犠牲者は生徒。
 2. 「校長権限」の強化ではない、剥奪である。（「学校経営計画」「日の丸・君が代職務命令」等） 校長が最も矛盾を背負わせられることを分からせることが重要。
- ◆（管理職を含め）孤立化 疲弊と閉塞 諦め「管理するとは諦めさせること」 決して諦めない「教育のことば」を語り続ける。
 - ◆ 古いタイプの教師の退場と、新しいタイプの教師の登場。 とりわけ青年教師の問題 「専門職」（自由・創意工夫・責任）としての「協働性（同僚性）」の回復。

(1) 青年教師は

東京の教師にはなりたくない

- ◆ 97年14・5倍 08年4・1倍 10年5・3倍（大阪府4・9倍：全国平均6・2倍）
（小学校09年2・9倍 10年3・5倍 大阪3・5倍：全国平均4・4倍）

希望に燃えて教師になっても精神疾患に

- ◆ 新任条件付き採用で正式採用にならなかった人数 = 全国01年 5 5 人 10年 3 1 7 人 内、東京 8 7 人 (27%) (大阪は2位の愛知に次いで1 8 人) 内、依願退職 8 3 人 病気 2 2 人 (27%) 全員精神疾患 + 自己都合 3 5 人 + 死亡退職 2 人 (大阪 = 全員依願退職 内、病気 2 人 (精神疾患) + 自己都合 1 6 人)

(2) ベテラン教師 = 蓄積する緊張・不安・疲労感—東京・大阪の退職者、全校種で全国平均を大きく上回る

- ◆ 2000年代に入り急激に増加。
(90年代 3 千人台 ~ 97年 ~ 4 千人台 ~ 2001年 ~ 5 千人台 ~ 05年 ~ 7 千人台 08年 ~ 8 千人台)
- ◆ 2008年度全国病気休職者 8 , 5 7 8 人 (0,94%) 内、精神疾患 5 , 4 0 0 (63,0%)
東京 = 7 8 8 人 5 4 0 (68,5%)
- ◆ 2009年度全国病気休職者 8 , 6 2 7 人 (0,94%) 内、精神疾患 5 , 4 5 8 (63,3%) = 全国平均 6,0%
精神疾患出現率： 沖縄 1 , 1 4 % 大阪市 1 , 0 9 % 大阪府 0 , 9 4 % 東京都 0 , 9 %

(3) 矛盾を背負わされる管理職

管理職にはなりたくない

- ◆ 「校長・副校長の現状」(都教委『校長・副校長育成指針』(08年3月)
「受験率が近年大幅に低下していることから、校長・副校長の人材不足が進んでいる」
「現職の校長や副校長、特に副校長の中で、精神疾患による病気休職者が近年増加している」
- ◆ 再雇用校長・副校長の増加、主幹のなり手が無い (1 , 0 %)

管理職になっても降格したい

- ◆ 2008年度=(全国179人)： 東京 5 9 人 神奈川 3 7 横浜市 1 2 大阪府 1 1 大阪市 2
- ◆ 2009 = (223)： 5 6 人 5 0 1 8 1 5 6
- ◆ 2010 = (211)： 4 1 人 4 4 2 8 2 6 8

退職校長「2度と都立高校のことには触れたくない」

□ 資料 = 改革の経過

1 改革への布石

(1) 改革の端緒=結論はじめにありきの謀略的改革戦略で「学校制度の解体」

「都立高校白書」(1995—生徒の多様化と生徒減) 「都立高校長期構想懇談会答申「これからの都立高校の在り方について」(1997—高校の個性化・特色化、統廃合を含め適正な配置・再編成、教員の意識改革等) 「都立高校改革推進計画—第1次実施計画」(1997,9—2002「新たな実施計画」まで3次)制度の多様化と統廃合 = 2016年度には08年比で1~3学年計で248学級増が必要を隠し、2010年度からは各学校に増学級押しつけ) 内部告発による新宿高校問題 (1997,9—習熟度別授業による加配 不正 マスコミ発表と社会問題化—大量処分 (185名の校長・教頭処分—減給・戒告・文書訓告・口頭注意) を使って「現場の声を排除」。

(2) 改革の方向性

----- 新宿高校問題教育長談話 -----

(前略) このような不適正な取扱いが行われてきた背景には、都立高校が閉ざされていることに起因する教職員の意識と都民感覚のズレ、校長等の学校管理職が適切にリーダーシップを発揮できない特異な職場環境が指摘されますが、同時に都立高校のこのような状態を改善すべく適切に指導できなかった委員会の責任を痛感するものであります。(後略)

「閉じられた、学校の常識は社会の非常識」批判から「開かれた」という言葉を使っの、教職員を監

視・管理するシステムへ 「人事考課制度」「学校運営連絡協議会」「学校評価」「学校経営支援センター」
 全教職員が協議のもとに校長が決定して運営してきたことを「特異な職場環境」として、教職員の協議を否定、校長権限の一元化へ 「管理運営規則改定」(職員会議「補助機関」化で協議・挙手・採決の禁止、人事・予算等への教職員の関与禁止。「学校組織の位階層的重層化」(統括校長-校長-副校長-主幹-初任教諭-教諭(伸長期教諭-基礎形成期教諭)-専修実習助手-実習助手)。学校「運営」を「経営」に。「指導できなかった教育委員会の責任を痛感」し、「指導・助言」の関係を「強制と命令」に 教育委員会方針 校長の「学校経営方針」・2003,10,23「国旗掲揚・国歌斉唱」職務命令 「校長の権限と責任において」「リーダーシップを発揮して」 校長の裁量権・権限を奪い、教委の言う通りにリーダーシップを発揮してやらせ、責任だけをとらせる。

2 「学校制度の解体と統廃合」

- ◆ 統廃合 = 計画発表時1997年：全日制208校・定時制103校 2011年度：全180校・定55校
- ◆ 制度解体・再編 = 「進学校」：進学指導重点校7 / 進学重視型単位制3 / 中高一貫校10
 「中堅校」 = 中堅進学校 / 中位の中堅校 / 生徒指導に負担の多い中堅校
 「教育課題校」 = エンカレッジスクール / チャレンジスクール

* 教育委員「エリートコースがあるなら、ノンエリートがあってもいい」「落ちこぼれの学校とはっきり言えばいい」

3 「東京都公立学校の管理運営規則」改定(1998,7)

学校運営の中核機関は「企画調整会議」=主任以上の構成

「職員会議」の補助機関化で職員会議の機能を、1)校長経営方針の周知、2)校長が決定するに当たって職員の見解を聞く、3)職員相互の連絡の3点に「限定」、「協議そのものを禁止」。教職員の組織的運営を図る「内規」の廃止等で「校長権限への一元化」。

- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 生徒指導案件で挙手を求められ結論は私が決めると言って制止しなかった。 2) 教科指導案件で判断に迷ったので挙手を求めた。 3) 生徒指導案件で教員の意見を聞く必要があり挙手を求めた。 4) 卒業判定案件で判断に資するため挙手を認めた。 | | <p>4人の校長が処分
(指導)される
(2007,7「職員会議
の運営状況について」</p> |
|---|--|---|

- ◆ 職員会議そのものを置かない学校 全て企画調整会議で校長の指示を受け、教職員へは連絡だけ。
 (ある主幹教諭 企画調整会議では何も意見は出ない、校長が決めたことを聞くだけ 職員会議で「参考のためどういう議論があったのか聞かせて欲しい」 校長室に呼ばれ「主幹なのに決めたことに異論を言うとは、それだけで業績評価はDに値する」と言われる)
- ◆ 生徒の暴力問題をめぐって2時間ほど議論。指導の限界を超えているので退学を勧めるという結論。校長は最後に「先生方の意見は分かりました。しかし私は残します」と言って会議を閉じる。その間校長は一言も発言せず。
- ◆ 「(50代の男性教諭は)数年前、ある案件について職員会議で1時間ほど議論が続いた時、校長が突然、『打ち切ります』と言ったきり退室した。『まだ議論は終わっていない』という職員らの声に、振り向きもしなかったという。」(『朝日』2012,2,1)

4 「人事考課制度」(1995年管理職・行政職員～2000年教員)

- ◆ 東京の特異性
 「人材育成と処遇への的確な反映を核となるツールとして」、昇任・定期昇給に反映。
 開示 = 客観性 = 教委の方針に基づく校長の「経営方針」に基づいているかどうか。
 毎学期の授業観察、「週案」提出、
- ◆ 教育活動を校長の力量内に押しとどめる。

5 「破壊的教育改革」で政治による教育の直接支配へ

1999年4月石原都政が発足した。同時に私は都立久留米高校の校長として赴任した。

石原知事は4選を前にした2011年、こう述べた。「私は就任したときに、中曽根さん(中曽根康弘元首相)から『これだけのことをやれ』と言われたんだけど、ただ一つできなかったのは教育の破壊的改革。(中略) いろんな手かせ足かせがありましてね。都立高校は決して良くなっていません。」

そして2011年4月4選されるや、「破壊的な教育改革を議論し、発信していく」「有識者による教育再生・東京円卓会議」を設け施策に反映させると言って動き出した。記者から「何を破壊するのか」と問われると、「決まっているじゃないですか(これまでの教育が)戦争に対する史観を一方向的に強制してきたんだから」と言い、その後も、「日本は核をもたなきゃだめですよ。持たない限り一人前には扱われない」(6月20日国民新党亀井静香代表のセミナー)とか、「日本はやっぱり強力な軍事国家にならなかったら、絶対存在感を失う」(8月5日記者会見)と暴言を吐いている。また、2月24日都議会予算特別委員会では、「教育勅語の言っていることは決して間違いではない」、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」は「人間として国家に対する当然の義務、心構えを小学校から刷り込みしないと、子どもたちの価値観は醸成されない」などと「破壊的教育改革」の行く末を語っている。

6 東京の教育改革の根源 = 憲法・教育基本法・子どもの権利条約の否定から -----

2001, 1教育委員会方針から「日本国憲法および教育基本法に基づき、また児童の権利に関する条約等の趣旨を尊重して」を削除。

- ◆ 米長邦雄教育委員「東京の教育はガラッと変わったんです。都教委は教育基本法を完全に否定したんです。それを分かってない校長がいるので困る」(2001,5教育施策連絡会) (ある校長)「これで東京の教育も終わりましたね」

7 学校組織の重層化と経営化

教員組織を「統括校長ー副校長ー主幹教諭ー主任教諭ー教諭(伸長期教諭ー基礎形成期教諭)ー専修実習助手ー実習助手」に階層化してその上下を指導と被指導の関係に。

校長は教育者ではない、経営者である(学校の経営化) 民間人校長の登用(2000年~) 「学校経営計画」(2003~) P(plan計画) D(do実行) C(check点検) A(act改善)のマネジメントサイクルを導入し、ヒトーモノーカネの重点配分を行う。

8 行政による学校の直接支配 -----

事務室を「学校経営企画室」に改編。、「学校経営支援センター」(全都立を3所6支所センターで経営・教育課程・人事に渡り行政が直接管理・監督)設置で「学校経営」「教育活動」「人事」にわたり、行政が直接学校を監視・管理。

全教師にパソコン 教科準備室での作業禁止、代職員室の副校長の前で 生徒成績・自己申告等都教委が一括管理 生徒が職員室に先生を訪ねて行ったら「先生の背中と話をしていた」

9 教育内容の新国家主義的再編と授業管理、学力 = 受験学力

「教科書選定委員会」、「教科奉仕」必修、「日本史」必修(『江戸から東京へ』)、毎学期の「授業観察」、「週案」提出 「学力向上推進プラン」

どう取り組んできたか = 「教育は愛とロマンー人間讃歌のある学校にー」

教育改革とは、こうすれば子どもはもっといきいきとし、そうするために先生たちをもっといきいきさせてやるができるということではないのか。そういう希望を示すこと。今、「改革」を叫んでもそういう希望を何も示せないでいるし、示そうともしない。教育行政は「教育の言葉」を語ろうともしないし、語れないで

いる。そこに最大の弱点があるのではないか。

したがって、私が心がけてきたことは、「教職員がお互いに、気軽に相談し・相談される、教える・教えられる、助ける・助けられる、癒す・癒されることのできる人間関係」(帝京大・浦野東洋一先生)をつくり、学校に行政の言葉ではなく、「教育の言葉を取り戻す」こと。そして、先生方をどう励ますかということ。

- 1 38年間の教職生活から
- 2 問い続けること
- 3 生徒・親・教職員の現実と思いから
- 4 校長のリーダーシップとは
- 5 教育は実践でしか語れない
- 6 危機の中に希望を(マイナスをプラスに転化する)
- 7 みんなの、みんなによる、みんなのための学校づくり。(「校長室より『久留米』」15年度No8)
- 8 教職員、親、生徒自らの管理職論を

「東京の教育を考える校長・教頭(副校長)経験者の会」の運動

教育基本法「改正」反対連名アピール運動から 130名以上の管理職と私学・研究者・父母等を含めた運動に